

鴻巣市建設工事におけるコスト表示実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成17年 9月 7日

鴻巣市長 原 口 和 久

鴻巣市建設工事におけるコスト表示実施要領の一部を改正する
要領

鴻巣市建設工事におけるコスト表示実施要領（平成16年9月16日市長決裁）の一部を次のように改正する。

第2条中「（緊急を要する工事を除く。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事発注担当課長は、工事が緊急を要するとき、又はコスト表示を実施することが困難と認められるときは、当該コスト表示をしないものとする。

別記様式中「税金」を「税金（ 料金）」に改める。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。